

2023.4.15

団交情報

NO. 833

<国労千交第4号>

申入日：2023. 3. 23

団交日：2023. 4. 10

国労千葉地方本部

錦糸町営業統括センター（新小岩駅）、佐倉運輸区

当直業務にフレックスタイム制を導入

業務執行体制の変更 に対する団交開催

< 共通要求 >

1. フレックスタイム規程第2条の「適用対象者」について明らかにすること。

【文書回答】フレックスタイム制箇所には所属し、会社が指定する者を適用対象者とする。

- (組合) 対象者は個人名かそれとも職名で指定するのか。
(会社) 担務によって決めている。月内に交代勤務や乗務員勤務を指定されている社員は適用外となる。
(組合) 佐倉運輸区だと当直業務をやっている方になるのか。
(会社) そうだ。月内に乗務を指定されている方はフレックス対象外になる。
(組合) 勤務指定で対象者か対象者でないかが明確になるのか。
(会社) 勤務指定されていれば対象外になる。
(組合) 協定との関係は。
(会社) フレックス協定の中では、会社が指定する者を適用対象とする書き方になる。
(組合) 錦糸町営業統括センターの場合は。
(会社) 新小岩駅の当直業務をやっている副長をターゲットにしてフレックスパターンを作成して適用していく。
(組合) 錦糸町営業統括センターは、一括して勤務指定しているのか。
(会社) 所属箇所ごとに勤務指定している。
(組合) 新小岩駅所属社員以外で対象者になることは想定しているのか。
(会社) 日勤の副長はフレックス適用箇所になっている。作業ダイヤにはまっていない副長、一般も含めフレックスをやっている方もいる。
(組合) 一般的なフレックスをやっている方が、今事案のフレックスパターンにはまることはあるのか。

- (会社) ない。そこは想定していない。当直の作業ダイヤに入っている副長限定にしている。
(組合) 対象になっている副長に希望をとるのか。フレックスよりも交代勤務の方が良いという人もいると思うが。
(会社) 会社が指定するものである。
(組合) 柔軟な働き方の観点から、希望に沿ってやっていくのがスジではないのか。
(会社) 5月1日から始まる。どのようになるかわからないところもある。箇所からの問い合わせがあれば丁寧に検討して回答していく。
フレックスパターンを検討する段階で、箇所の副長たちからご意見を頂いて、そのパターンを作成している経緯がある。

2. コアタイムを設定する必要性を明らかにすること。
3. 就業規則第63条の2第1項の取り扱いについて明らかにすること。

【文書回答】就業規則等に則り取り扱うこととなる。

- (組合) コアタイムの必要性は何か。
(会社) 2022年4月に現業機関へフレックスタイムが導入されてから間もないこと。過剰な時間外労働や働き不足による賃金減額を防ぐ目的でコアタイムを設定しているのも一つの理由。
(組合) 提案時に新小岩のコアタイム時間帯が決まっていなかったが。
(会社) 組合せの前の方が9時から15時。0時を跨ぐ勤務が21時～1時20分になる。
(組合) 1回目と2回目のコアタイムの時間が違う。何か根拠があって設定していると思うが。
(会社) 新小岩は駅締めを行わなければならない。2つ目は終電対応になる。
(組合) 佐倉運輸区は。
(会社) 1時30分～3時30分以外は4つのフレックスタイムで1日をカバーしている。
(組合) 新小岩の9時～15時までのコアタイムの休憩時間は。
(会社) 12時30分～13時30分、夜の方は21時30分～22時30分。1時間ずつ付与する。
(組合) 休憩時間を動かすことはできるのか。
(会社) 業務によってはあるが、1時間は必ず付与するように指導する。
(組合) 新小岩の入出金機の機種は何か。今の機器は優秀なので時間は掛からないと思う。
(会社) コアタイム全部が締め切り時間ではない。
(組合) 当直がない時間帯は他の社員がカバーすることだったが、15時から21時まで夕通勤帯の時間に居ない時間ができる。どう対応するのか。
(会社) 駅の方で業務を見たとき、他の担務の方が手厚く居る時間なので対応可能と判断した。

(組合) フレキシブルタイムの時間は定めるのか。
 (会社) 新小岩はフレキシブルタイム 7 時～9 時、コアタイム 9 時～15 時、フレキシブルタイム 15 時～17 時。2 本目はフレキシブル 19 時～21 時、コア 21 時～1 時 20 分、フレキシブル 1 時 20 分～13 時。佐倉運輸区は、1 本目フレキシブル 11 時 30 分～14 時 30 分、コア 14 時 30 分～21 時、フレキシブル 21 時～23 時 30 分。2 本目フレキシブル 1 時 30 分～3 時 30 分、コア 3 時 30 分～10 時、フレキシブル 10 時～13 時 30 分。3 本目フレキシブル 15 時 30 分～19 時、コア 19 時～1 時 30 分、フレキシブル 1 時 30 分～3 時 30 分。4 本目フレキシブル 5 時 30 分～8 時、コア 8 時～14 時 30 分、フレキシブル 14 時 30 分～17 時 30 分。
 (組合) 根拠があって設定しているのか。新小岩は 1 時 20 分にコアタイム終了後、13 時までフレキシブルタイムを設定している。
 (会社) 明けで会議がある場合が多いという話を聞いている。そういった場合の為に 13 時まで自由に働ける時間を設けますという相談を受けている。フレキシブルタイムなので自分の裁量になってくるので、睡眠のための休養を入れて 10 時の会議に合わせるというイメージ。
 (組合) フレキシブルタイムに自分で勝手に休憩を入れられるのか。
 (会社) 自分で判断していただいて、ここからここまでやろう、10 時から打ち合わせがあるので、それまで休憩しようというのも可能。コアタイム内の考え方とは別物になる。
 (組合) 職場の設備を利用しても良いのか。
 (会社) 良い。
 (組合) 3 項について、年間労働日、休日配置を 2 月 25 日までに設定する。3 項では前月 25 日までに指定するとしているが。
 (会社) 一旦 1 年間分を出す。3 項の場合は標準とは違った休日配置になった場合、前月 25 日に示すということ。

4. 各コアタイムの休憩時間の配置について明らかにすること。

【文書回答】フレックスタイム規程に則り、コアタイムの途中に付与することとなる。

(組合) 佐倉運輸区のコアタイムの休憩時間は。
 (会社) コア 14 時 30 分～21 時は、19 時～20 時が休憩時間。コア 3 時 30 分～10 時は、8 時～9 時。コア 19 時～1 時 30 分は、20 時～21 時。コア 8 時～14 時 30 分は、9 時～10 時が休憩時間になる。
 (組合) 休憩時間がずれ込み、始業からの労働時間が 6 時間を超えた場合は労基法上 45 分の休憩時間をとらせることになるのか。
 (会社) そうなる。34 条違反にならないように伝えてい

る。

(組合) フレキシブルタイムに休憩時間を自分で指定することは可能なのか。
 (会社) フレキシブルタイムというのは、仕事をしていても良いし、休んでいても良いという時間である。
 (組合) 休憩を取るときは現場長に申告するのか。
 (会社) 自分の裁量で取れる。

5. 始業前又は始業後にフレックスタイムを解除するケースがあれば明らかにすること。
 6. 異常時対応中にコアタイムが終了する場合の取り扱いについて明らかにすること。

【文書回答】鉄道事業の災害復旧業務に従事した日等は、フレックスタイム制の所定総労働時間からは除外するとともに、フレックスタイム制の実績労働時間からも除外し取り扱うこととなる。

(組合) フレックスタイムを解除する場合もあるということか。
 (会社) 大規模災害とか時間を指定して働いていただく場合もある。その月をフレックスタイム除外としてカウントする場合もある。
 (組合) 災害復旧業務とは具体的に何か。
 (会社) 自然災害発生時の呼出とか、当番とか、幅広い。
 (組合) 33 発動は該当するのか。
 (会社) 33 が基準ではないが、当番とか、割り振りをした場合はフレックスタイム除外として考える。
 (組合) 労働時間の取り扱いは。
 (会社) 7 時間 30 分労働した後に労働があれば、そこを時間外労働として扱う。
 (組合) 除外する判断は現場長か。
 (会社) そうなる。
 (組合) 除外するのは 1 日単位か、時間か。
 (会社) 1 日である。
 (組合) この事案の場合もそうか。
 (会社) その日の始まり、例えば、9 時から 17 時 30 分の勤務という指示をもらっているの、14 時で終わったからといってフレックスタイムに戻ることは無い。
 (組合) そうなると今回、フレックスタイムが 2 回設けられているので 21 時～1 時 20 分の勤務は欠員になるのか。
 (会社) 新小岩の場合、交代勤務をフレックスタイム 2 パターンに分けているので、9 時～翌 9 時までの交代勤務にしてフレックスタイム除外にする。
 (組合) 17 時 30 分以降は時間外労働になるのか。
 (会社) 確認する。
 (組合) 例えば台風直撃予報の対応をする場合、フレックスタイムを解除して泊勤務にすることは可能なのか。
 (会社) そこも合わせ確認する。
 (組合) 現業でのフレックスタイム除外に台風直撃対応

は該当するのか。

(会社) 想定している。

(組合) 6 項について、人身事故対応中にコアタイムが終了となる場合、業務命令は出せないと思うが、どうか。

(会社) 出す場合は、フレックス除外となる。

(組合) 人身事故も災害復旧業務に該当するのか。

(会社) 指示を出せば該当する。

(組合) フレキシブルタイムを超える場合の取り扱いだが、17 時にフレキシブルタイムが終了するが、終了時刻近くに事象が発生した場合で、その社員が残って業務を続けるといった場合の扱いは。

(会社) そこは働かせないのが基本になる。

(会社) 基本的にはそうだ。

9. 当直業務にフレックスタイム適用者以外が就く場合の始終業時刻について明らかにすること。

【文書回答】 指定された作業ダイヤに則り業務に就くことになる。

(会社) 新小岩は、9 時～翌 9 時 30 分、当直業務のフレックスタイム適用者以外の方の作業ダイヤになる。

佐倉運輸区は、9 時 20 分～翌 9 時 20 分と 9 時 30 分～翌 10 時の作業ダイヤになる。

以 上

7. 半休の取り扱いについて明らかにすること。

【文書回答】 就業規則等に則り取り扱うことになる。

(組合) 半休は取れるのか。

(会社) 出勤を管理するものについて半休は取れない。交代をフレックスパターンに置き換えているので半休はとれない。

(組合) 就業規則には書いていないが。

(会社) もし半休が必要なら標準フレックスパターンもあるので、そこに置き換えて取り扱うことになる。標準フレックス方が新小岩、佐倉運輸区のパターンをやっていただき、標準パターンに変更して半休をとることになる。フレックスタイムは前日まで、お互いの許可が取れば変更ができるので、他の人が新小岩当直のフレックスタイムをやり、自分は 2 日間標準フレックスタイムとなり、1 日目の午前中に半休を取ることにもできる。

8. 1 暦日内に 2 つのフレックスタイムを組み合わせる際の考え方について明らかにすること。また、組み合わせることなく単独適用は可能なのか明らかにすること。

【文書回答】 フレックスタイム制は、労働基準法第 32 条の 3 に基づき、一定の時間帯の中で社員個々が自ら始終業時刻を設定するものであるため、業務実態等を考慮し導入することとしたものである。

(組合) どのように組み合わせるのか。

(会社) 新小岩は、コア 9 時～15 時が最初の勤務、次がコア 21 時～1 時 20 分の勤務になる。

佐倉運輸区は、コア 14 時 30 分～21 時が最初の勤務、次がコア 3 時 30 分～10 時の勤務パターン。

もう一つは、最初がコア 19 時～1 時 30 分の勤務、次がコア 8 時～14 時 30 分の勤務になる。

(組合) 単独運用はしないのか。

(会社) しない。

(組合) 年休を取る場合は 2 日取るのか。